

## 参考資料

# 学校を核とした地域力強化プラン

# 学校を核とした地域力強化プラン

令和5年度要求・要望額 10,937百万円  
(前年度予算額 7,446百万円)



## 背景・課題

- ▶ 予測困難な現代社会においては、子供たちや学校、地域が抱える様々な課題に対し、**学校・家庭・地域が連携して対応していく必要がある**
- ▶ そのため、自治体が、それぞれ**地域の実情やニーズに応じた効果的な取組を実施**できるよう、**選択した複数の事業を総合的、又は連携して支援**
- ▶ 地域の**多様な関係者が、当事者として取組に参加**し、取組の中でさらに学び・つながり、その学びやネットワークが取組を発展させる**学びの循環づくり**、**学びを通じた地域づくり**を推進し、**地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会の実現**を目指す

## 事業内容

事業概要： 下記①～⑥のメニューを組み合わせて実施する自治体の取組を総合的又は連携して支援する補助事業

補助率： 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3  
(都道府県等が直接実施する場合、都道府県等 2/3)

対象(交付先)： 都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)

件数・単価： 各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

- ・少子高齢化
- ・地域のつながりの希薄化
- ・いじめや不登校、児童虐待の増大
- ・教員の多忙化

- **地域住民等の参画による多様な取組の充実**
- **学校・家庭・地域住民等が連携・協働して教育を行うための体制整備**

- ・地域全体の教育力の向上
- ・地域コミュニティの活性化 (地方創生)
- ・**地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現**

1

### 地域と学校の連携・協働体制構築事業

10,272百万円 (6,859百万円)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した**学習支援・体験活動**や働き方改革に資する取組など多様な活動を推進。

2

### 地域における家庭教育支援基盤構築事業

125百万円 (75百万円)

家庭教育支援チームの組織化による学習機会や相談対応、児童虐待や不登校などの課題に対応するための支援員等に対する研修の強化、**保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施**。

3

### 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

338百万円 (338百万円)

スクールガード・リーダー (防犯の知識を有する者) やスクールガード (学校安全ボランティア) の活用等により、**地域と連携した学校安全の取組**を推進し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備。

4

### 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

9百万円 (10百万円)

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある**高校中退者等**を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための**学習相談及び学習支援等**を実施する自治体の取組を支援。

5

### 健全育成のための体験活動推進事業

120百万円 (99百万円)

自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など**宿泊を伴う様々な体験活動**を通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど**一人一人のキャリア発達を促進**。

6

### 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円 (8百万円)

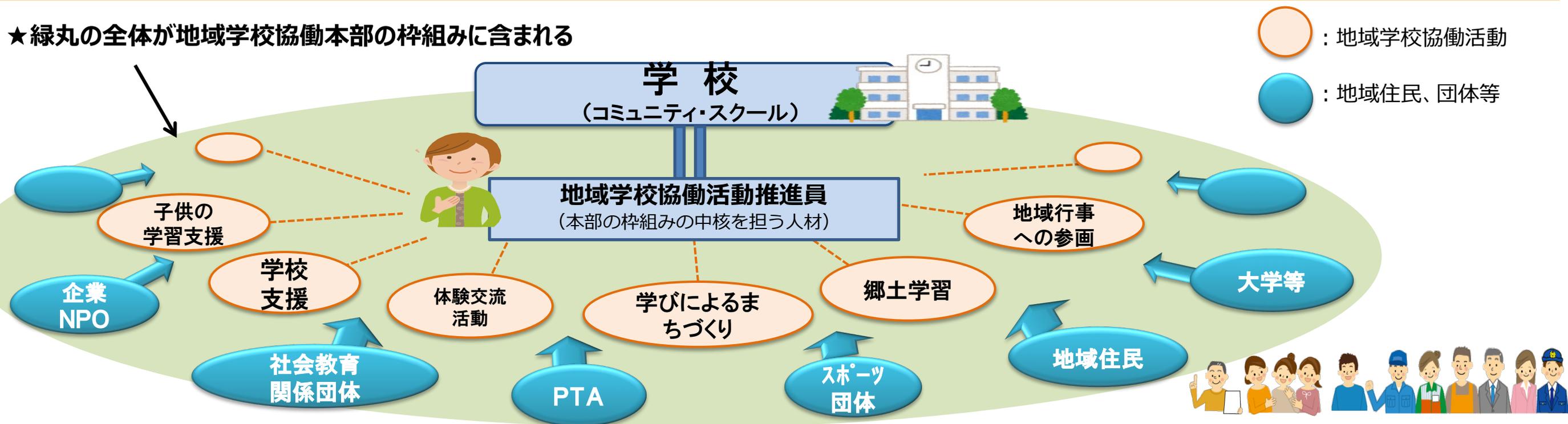
キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県等に配置し、**地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育**を推進し、地元で就職し地域を担う人材を育成。

# 地域学校協働本部

- 「地域学校協働本部」は、地域学校協働活動を総合化し推進するため、地域住民や固有の目的を持つ各種団体（PTAなど）によるネットワークの枠組みであり、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動 の3つの要素を要件としている。

⇒上記の3要素を満たす限り、枠組みとしては様々な形態が有り得るものであり、本部の設立や事務局の管理運営に関する経費は国費としては計上していないが、各本部に共通して重要となる3要素である**コーディネート機能を担う地域学校協働活動推進員や、各取組に要する経費は国費で支援**することで各本部の目的を実現。

★緑丸の全体が地域学校協働本部の枠組みに含まれる



## <地域学校協働本部の3要素>

- ①コーディネート機能（地域住民や地域団体、学校等をつなぐ役割）
- ②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な活動の実施）
- ③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

## <経費>

- ・地域学校協働活動推進員のコーディネート業務に対する諸謝金
- ・地域住民等に対する研修経費
- ・様々な活動の講師や安全管理を行う者に対する諸謝金
- ・活動に使用する教材等の消耗品費
- ・活動に参画するボランティアの保険料

# 【事例】 CSによる学校における働き方改革の推進（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革**や**教育の質の向上**など、**学校の働き方改革を推進**

## 方針・目標の設定

## 取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

## 働き方改革への効果

### 鴨方東小学校

#### 業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

#### 時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

#### 環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

### 寄島小学校

#### チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

### ① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討  
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

### ② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更  
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

### ③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート  
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

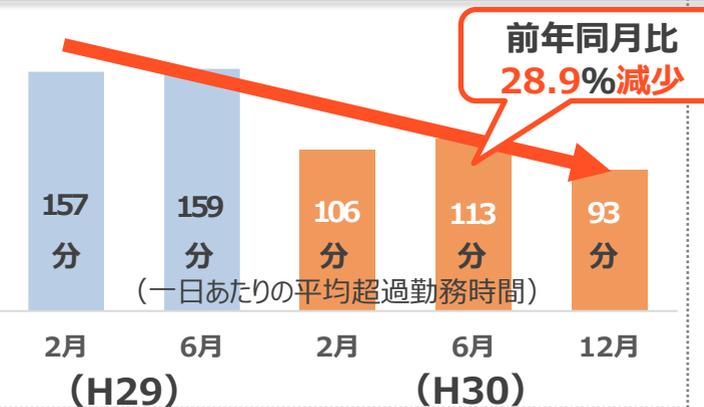
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

### 業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

(鴨方東小学校資料より作成)

### 教員の一日あたりの超過勤務時間が減少



(鴨方東小学校資料より作成)

# 学校及び教師が担う業務の3分類

<p>基本的には学校以外が担うべき業務</p>	<p>学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務</p>	<p>教師の業務だが、負担軽減が可能な業務</p>
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動 (部活動指導員等)</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※（答申）新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日）

# 【事例】CSによる生徒指導上の課題解決の取組（福岡県春日市）

## 春日市の取組概要・経緯

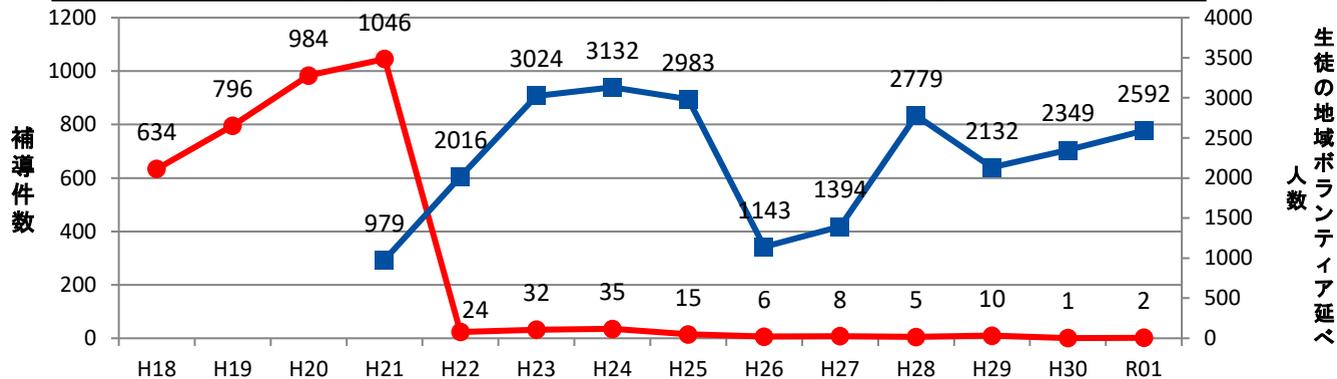
- ◆ 春日市では平成17年度に九州で初導入(18校中3校)、以降**学校の自主性を尊重**し、希望する学校から順次導入し、平成22年に全校導入完了。
- ◆ **学校・家庭・地域の三者の双方向の関係構築による「共育」**を特徴とし、学校への支援活動、地域への貢献活動だけではなく三者による協働活動を重視。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進と同時に、住民による自律したまちづくりを実現するため**自治会改革を実施**し、学校を支える体制が強化。また、学校予算編成や執行権限等の**学校への権限委譲**や**学校の業務負担軽減**（研究指定の休止等）にも着手。



## 春日西中学校の取組概要・経緯

- ◆ 当時、補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になっており、学校は対応に苦勞する一方、学校と地域の信頼関係もそれほど強くはない状況。
- ◆ 平成18年度に法律に基づくコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会において、**学校の困りごと等を包み隠さず話し、どういった学校・生徒にしたいか、そのためにどの様にしていけばよいか等、議論を重ねた。**
- ◆ 地域の側も、**率直な情報を出す学校の姿勢に本気度を感じ、保護者・地域・教員・警察が連携した夜間パトロール等を開始。**結果として**補導件数は激減。**
- ◆ この成果には、教育課程の内外において、生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し、子供が主体性を発揮できる場面を創出したことにより、**子供の自尊心や自己有用感が高まり、社会性・規範意識等の伸長に寄与**したことも影響。

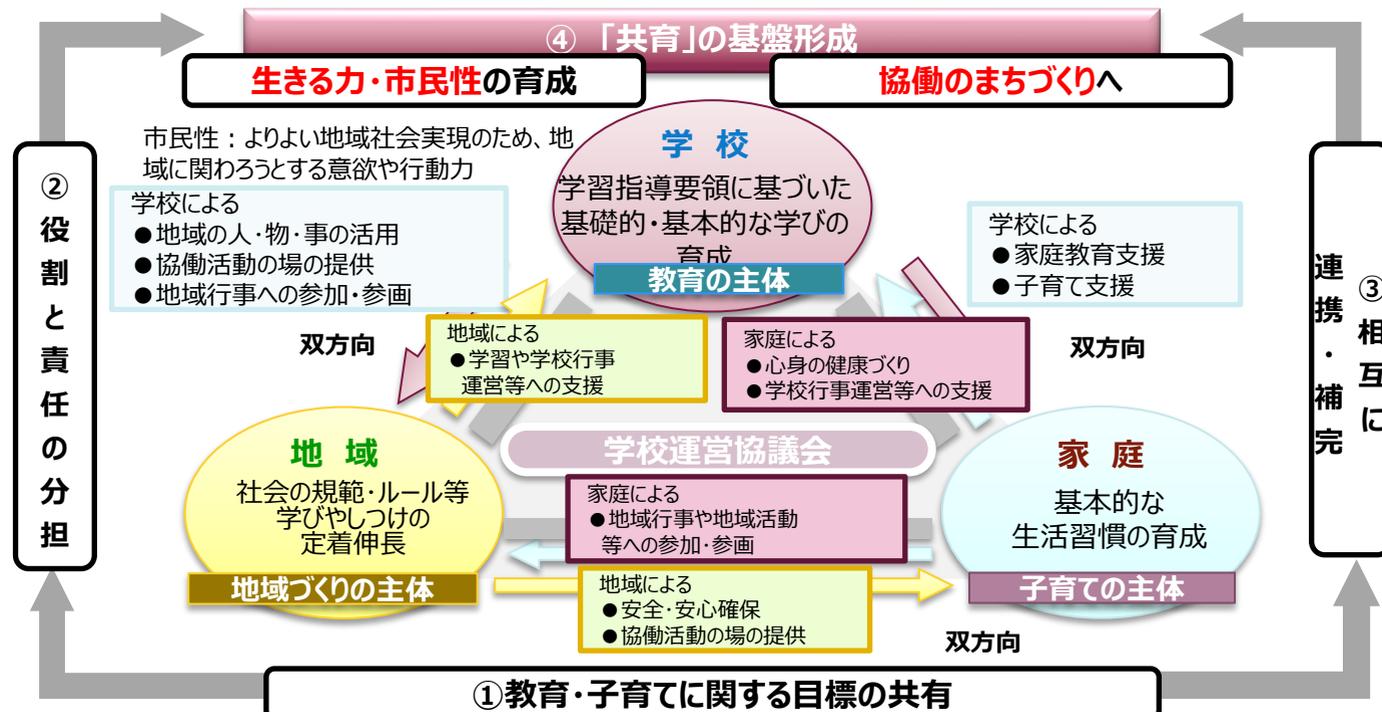
生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



### コミュニティ・スクールの成果

- ◆ **学校と地域が対話を通じて、目標を共有し、課題を解決する姿へ**
  - ・ 学校、家庭、地域の対等な議論、それぞれの役割等の整理
  - ・ 夜間パトロールや地域学校協働本部といった事業展開
  - ・ 教育課程内外での生徒の地域ボランティア体制の確立

生徒の地域ボランティア延べ人数



### 卒業した大学生の声

「中学時代に地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が、全て今の自分に繋がっていることに気づいた。地域に育ててもらった自分が、今度は地域の人々の側になって小中学校の子供たちと活動していきたい。そして、自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる、そのようなサイクルをつくりたい。」  
**（地域での多様な体験による成長、人づくりのサイクルへの気づきと行動）**

### 生徒の声

「地域にお世話になっている、そのお返しをしたいという思いからボランティア活動をしている」  
**（地域への感謝の心、ボランティア精神の萌芽）**  
 「地域との関わりの中で、相手のことを考えることができるようになったり、周りのことに気づく力がついた」  
**（相手を思いやる心、気づく力の伸長）**

### 地域の声

「子供は地域の大切なパートナー、地域に欠かせない存在」  
**（地域住民の生徒を見る目線の変化、温かなまなざし）**

### ◆ 子供が変わり、学校が変わり、まちも変わった

- ・ 補導件数の「激減」、そして、学校や地域の体制が変わっても落ち着いた状態を「維持」
- ・ 生徒の地域ボランティア等による自尊心の高まり
- ・ 安全、安心なまちづくり

# 【事例】 CSによる学校と地域の防災体制の強化（熊本県（高等学校））

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

## 背景・取組概要

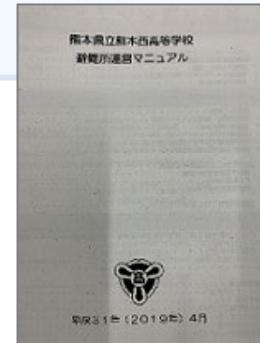
熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

## 工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



©2010熊本県くまモン

## 特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション**等の実施



## 関係者の声

- (学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」
- (地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」
- (生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）  
H28: 2校 → H29: 50校(100%)
- ◆ 避難所指定の協定締結数  
40校（R2年8月時点）

## 学校と地域の相互理解、連携・協働が進むことで、子供たちや学校、地域の関係者全員にメリットがある

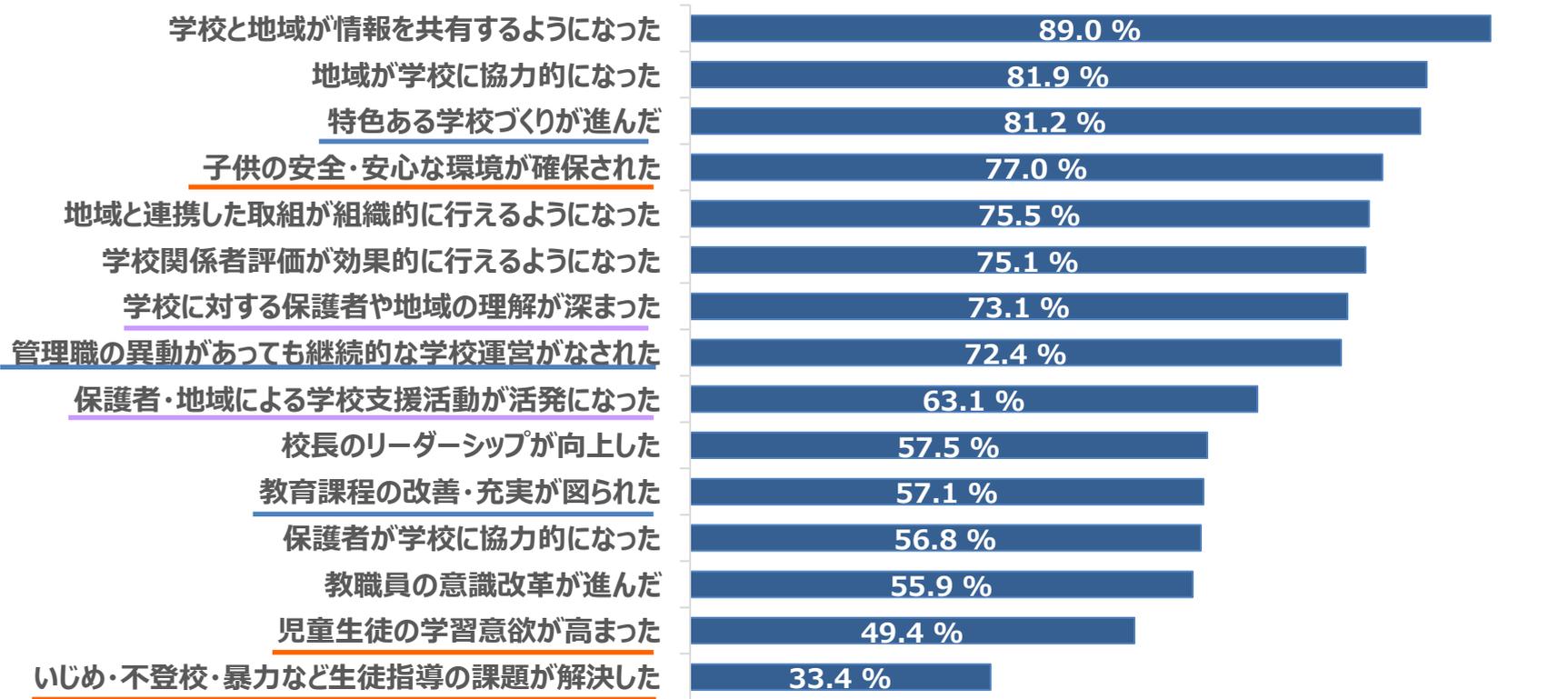
### 【CS導入校の校長を対象とした調査】

Q：貴校では学校運営協議会の設置・活動によって、どのような成果がえられましたか？

学校  
(教職員)  
への効果

地域  
(保護者含む)  
への効果

子供たち  
への効果

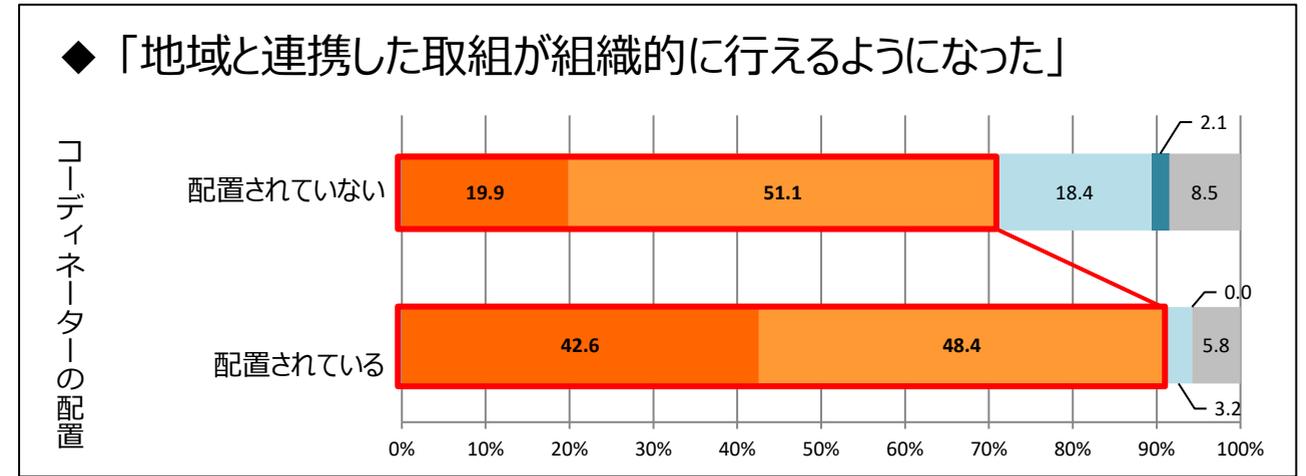
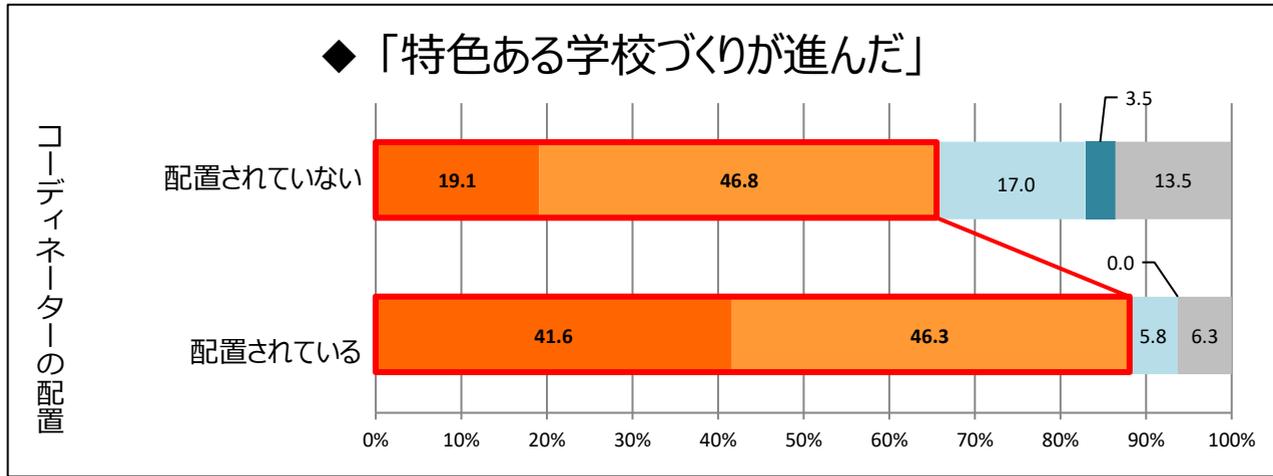


※ CS導入校（校長）を対象とした調査において、肯定的な回答（「とてもあてはまる」「まああてはまる」の合計）のあった項目のうち主要なものを抜粋  
出典：学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（2021.3）（令和2年度文部科学省委託事業）

# 地域学校協働活動推進員の配置による効果

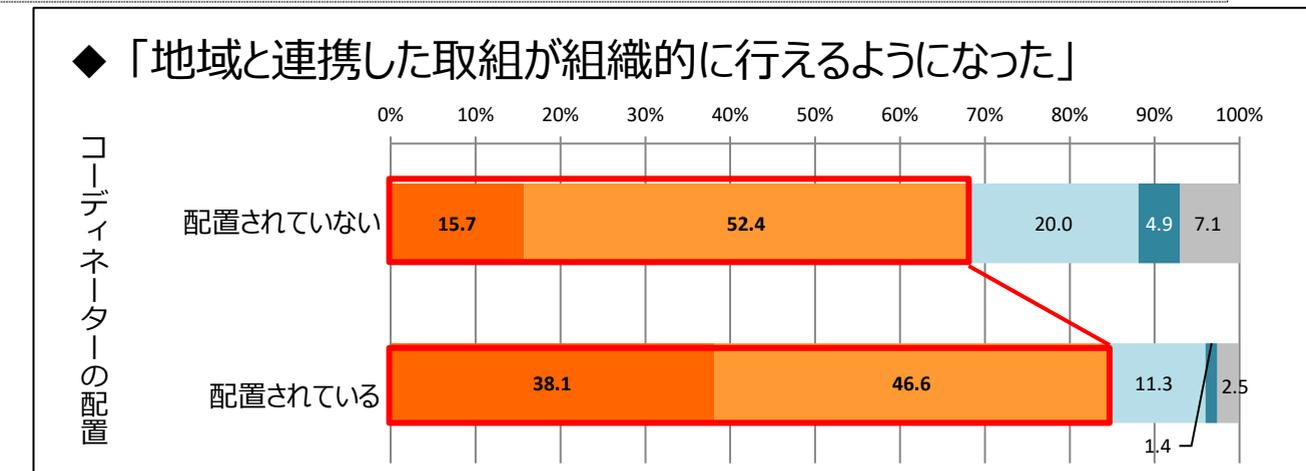
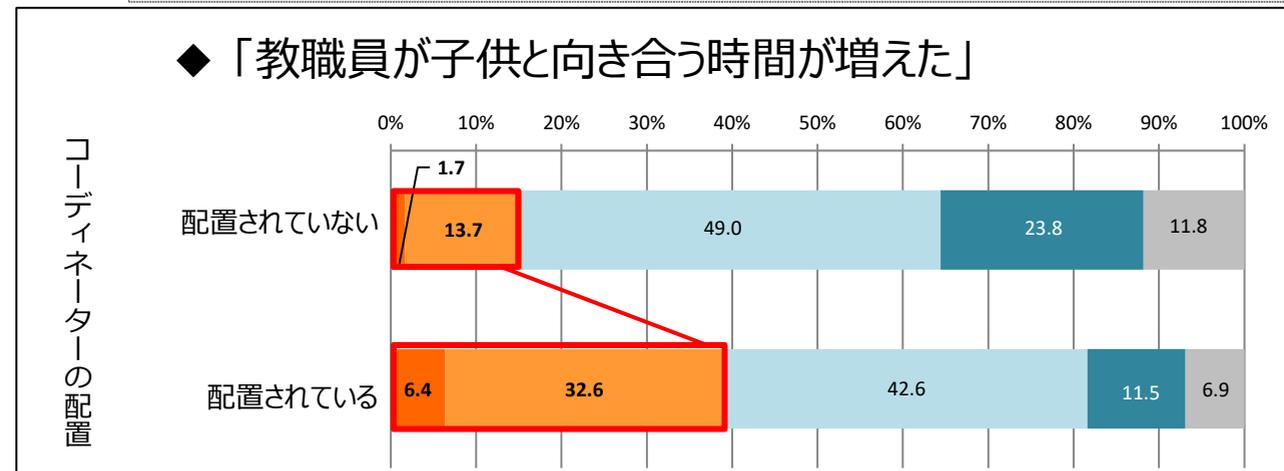
◆ CS導入校に対してコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）を配置している自治体は、そうでない自治体に比べ、「特色ある学校づくりが進んだ」「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」と実感する割合が高い。

■ とてもあてはまる   
 ■ まああてはまる   
 ■ あまりあてはまらない   
 ■ まったくあてはまらない   
 ■ わからない、無回答



◆ 自治体の取組として、CS導入校に対してコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）が配置されている学校は、そうでない学校に比べ、「教職員が子供と向き合う時間が増えた」「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」と実感する割合が高い。

■ とてもあてはまる   
 ■ まああてはまる   
 ■ あまりあてはまらない   
 ■ まったくあてはまらない   
 ■ わからない、無回答



# 令和4年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

(調査基準日：令和4年5月1日)

文部科学省では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全国的な調査を実施。令和4年度（令和4年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

## 【調査結果の主なポイント】



※ 学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 6,152校 (前年度から707校減)



今後の対応

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組に対する財政支援（補助事業）
- 実践者をアドバイザーとして都道府県等へ派遣（文部科学省CSマイスター）
- 全国フォーラムや文部科学大臣表彰等の実施（各地の好事例や取組の成果の横展開）

全ての公立学校でのコミュニティ・スクール導入の加速化、質の向上に向けた取組の充実

# 教育基本法

(昭和二十二年法律第二十五号) (抄)

## (教育の目的)

### 第一条

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

## (社会教育)

### 第十二条

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

## (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

### 第十三条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

# 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

## 第五条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第六条

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

## 第九条の七

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## (昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

### 第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。